

保護者の皆様

PTA賠償責任保険（生徒賠償付帯）のご案内

立川市立立川第七中学校
校長 大神田 佳明

※全ての家庭が加入している保険内容についてお知らせいたします。

保険金をお支払いする場合（具体例）

【PTAの賠償責任保険】

- PTA主催のイベントで、案内板が倒れて通行人にケガを負わせた。
- PTAが文化祭でコーヒーを販売するために珈琲店より借りたコーヒーメーカーを誤って壊してしまった。

【生徒の賠償責任保険】

- 生徒が校外学習（職業体験、修学旅行、練習試合等）に出かけた際、誤って商店のガラスを割ってしまった。
- 生徒が始業前、休み時間、放課後（部活中、清掃中を除く）、学校の窓ガラスを誤って割ってしまった。
- 帰宅後、生徒が自転車に乗って友達の家遊びに行く途中、通行人にぶつかりケガをさせてしまった。

保険金をお支払いできない場合（主なもの）

- 被保険者に法律上の賠償責任が発生しない事故。（賠償責任）
- 被保険者の故意による事故、ケンカ、暴行、いじめによる損害。
- 授業、部活動中に生徒が学校（教師）の指導の下に行った行為により発生した損害。（注1）
- 他人から預かったり借りた財物（学校貸与の楽器等）自体の損害（PTAは対象となりますが生徒は対象外）。
- 失火による損害。（賠償責任）
- 被保険者が出した飲食物が原因で食中毒が発生した。（賠償責任）
- 生計を共にする親族に対する賠償責任。（賠償責任）

注1：授業、部活動中であっても、教師の指導に反した（異なる）行為により発生した事故による損害について賠償責任保険の対象となる場合があります。

※上記は過去の事例等により代理店が作成したものです。事故時の状況により事例通りにはならない場合があります。

保険の種類			保険金額	保険料
生徒賠償責任	対人・対物 免責金額	1事故	5000万円 0円	246円 生徒1人あたり
PTAの賠償責任 (各プラン共通)	対人	1名 1事故	5000万円 3億円	8円 生徒一人あたり
	免責金額	1事故	1000円	
	対物	1事故	1000万円	
	免責金額	1事故	1000円	
	借用財物賠償 免責金額	期間中 1事故	500万円 5000円	
保険料合計				254円

公益財団法人 日本教育公務員弘済会東京支部

損害保険代理店 都教弘損害保険部

引受保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

保険内容のお問い合わせ TEL 0120-88-4204 都教弘損害保険部（平日9:00-17:00）

事故報告受付 TEL 0120-985024 あんしん24受付センター（365日24時間）

※お問い合わせや事故時の受付は、直接上記の番号にお願いいたします。